

## 「ミュージアム・アクセシビリティ」へのアプローチ

### *Approach to "Museum Accessibility"*

前田 ちま子 *Chimako Maeda*  
(美術学部)

#### はじめに

本研究「ミュージアム・アクセシビリティ」は、障がいをもった来館者のサービスを実現してきた欧米の博物館を調査研究することにより、日本の博物館におけるアクセシビリティの可能性を明確にすることにある。

一般的に「ミュージアム・アクセシビリティ」といえば、障がいをもった人が博物館を利用するために必要なこととして捉えられる。しかし、ケ・ブランリー・ミュージアムのスタッフとして視覚障がい者のための展示開発にかかわり、本人も視覚障がい者であるデルフィーヌ・アルメルが「視覚障がい者のためにデザインした展示が一般の健常者である子どもと大人にとっても展示物の理解を深めるものであった」(註1)と述べているように、障がい者のための「ミュージアム・アクセシビリティ」には、本来すべての人に開かれたはずの博物館がその機能を実現するために重要な要素が含まれているのである。

筆者がテーマとして取り上げている「ミュージアム・アクセシビリティ」には、身体的医学的な障がいとして認知されている人のアクセシビリティだけではなく、東日本大震災で多くの犠牲をともしない今なお元の日常生活に戻ることができない人びとが博物館や美術館を有効に活用することができる具体的な方策に繋がるものであると考えるからである。誰もがミュージアムに来ることができる「ミュージアム・アクセシビリティ」とは、心と体と頭に豊かな感覚の再生と知の可能性にむかうアプローチを具体的に博物館が準備することである。

この大きなテーマに向かう前に、その入口として本論では英国の大英博物館の「障がい者平等スキーム」"DISABILITY EQUALITY SCHEME"を取り上げ、そこから日本における「ミュージアム・アクセシビリティ」の基本的なアプローチを試みてみたい。

#### 第1章「ユニバーサル・ミュージアム」への道

2012年度に愛知県美術館は文化省の助成をうけ、視覚障がい者のための学校教材のキットの開発を試みている。そこには県下の他の美術館や博物館も参加している。愛知県陶磁資料館では2012年5月に開催された「西村陽平が出会った子どもたち展」で千葉盲学校の子どもの作品が展示された。その123点の作品は国内外でも高く評価されており、

2003年に資料館に寄贈されたものである。また南山大学の人類学博物館では2013年のリニューアルにむけて、視覚障がい者をはじめとし、誰もがすべての展示物を触れることをめざして、名古屋ライトハウスのスタッフの協力を受けながら展示の開発中である。

これら愛知県における視覚障がい者のための博物館や美術館での動きの前に、国立民族学博物館では2006年に広瀬浩二郎による企画展「さわる文字、さわる世界」が実現している。広瀬によると「さわる展示」と「さわられる展示」(註2)は区別している。1974年に研究博物館として建てられた国立民族博物館は、基本的に展示物にさわってもいい博物館で「さわられる展示」をめざしていた。手を伸ばして触れる物は触ってもよいが、「博物館でさわる」ことに慣れていない日本人は、展示物を破損することも少なくなったようだ。そこで期間限定の試みではあったが、一部の人が「さわられる」のではなく、より積極的に誰もが「さわる」ことを目的としたのがこの企画展だったのである。その後2012年3月に触る常設展示「世界をさわる—感じて広がる」が本館2階の「探求ひろば」に新設された。その中のひとつのコーナーでは物が見えないようにデザインされた展示の前で人びとは椅子にすわって手を伸ばし、ゆっくりと物に対面でき、誰もが大きさや重さ、形、質感などを「さわる」ことで理解を促される。その他にトキの木彫、北極熊の石彫など全16点の作品が常設され、誰もが触れることの豊かさを知ることができるように常に開かれた展示になっている。広瀬はそれに先駆け2003年に米国に視察し、スミソニアン博物館のボランティアによる視覚障がい者に対するガイド・サービス、メトロポリタン美術館やタッチコレクション、ボストン美術館やイサムノグチ美術館のタッチツアー、ニュージャージー・ヒストリカル・ソサエティの農業移民の生活用具が触れる様子などを体験(註3)してきている。

広瀬をきっかけにここ数年のうちに急激に「ユニバーサル・ミュージアム」の気運が高まっている日本だが、博物館がこれまで長く範をとってきたように、「ユニバーサル・ミュージアム」のための「ミュージアム・アクセシビリティ」もまた欧米が一步先を歩いているといえるだろう。そこには1990年に成立した「障がい者教育法」(Individuals with Disabilities Education Act, IDEA)が関係している。2008年には「アメリカ障がい者法」(Americans with Disabilities Act Amendment Act of 2008, ADAAA)に改正されている。英国においては、1995年に「障がい差別禁止法」(Disability Discrimination Act 1995)が成立し、2000年には「平等法(現行法)」(Equality Act 2010)により、差別が理由ごとに存在していた差別禁止法が整序、統合された。アジアでは韓国が2008年に「障がい者差別禁止法」を施行した。これらに対し日本では議論がされてはいるものの未だ「障がい者差別禁止法」は採択されていない。

## 第2章 大英博物館の「ミュージアム・アクセシビリティ」

欧米で「ミュージアム・アクセシビリティ」(Museum Accessibility) といえ、一般的に建築や環境に関する障壁を取り除くことであり、具体的にはバリアフリーの入口と車いすの利用が可能なこと、またエレベーターやトイレ、駐車場の整備などである。またオーディオ機器や点字に加え、特別な支援ツアーを組み、来館者の特定のニーズに配慮することなどが含まれる。また博物館のサイト上でのウェブ・アクセシビリティを含めることができる。

前章で述べたように、欧米では法で定められたことも起因して博物館におけるアクセシビリティの展開は着実に実施されているといえよう。

この章では、大英博物館の「ミュージアム・アクセシビリティ」について取り上げる。2011年2月22日にニューヨーク近代美術館で、大英博物館の学習機会均等マネージャー(Access and Equality Manager, Learning and Audiences)であるジェイン・サミュエル Jane Samuels が招かれ、教育部のスタッフと関係者の間で会合が開かれた。筆者は米国におけるミュージアム・エデュケーションに関する長期海外研究調査中(2010.8-2011.9)であり、その会に参加することができた。

メトロポリタン美術館のレベッカ・マクギネス Rebecca McGinnes、ニューヨーク近代美術館のフランチェスカ・ローゼンバーグ Francesca Rosenberg など、美術館で視覚障がい者のプログラムを担当する教育部のスタッフらが出席し、またニューヨーク市内の博物館と科学館でアドバイザーとして教育部のスタッフと仕事をしている視覚障がい者のエレン・ルービン Ellen Rubin も参加した。そこでサミュエルは大英博物館における取り組みについて視覚障がい者から受刑者にいたる「ミュージアム・アクセシビリティ」を発表した。

ここではサミュエルらが実施している大英博物館の「DISABILITY EQUALITY SCHEME」から要点を抽出してみたい。

### 「DISABILITY EQUALITY SCHEME」

2005年の「大英博物館計画」(The British Museum Plan, 2005/06)によると、1759年に開館した大英博物館は、全世界の利益のために人間の文化史としての最大のコレクションが収容され、すべての個人、異なる人種や出身国、言語や信条、文化の違う人びと、そして年齢、性別、性的指向や障がい、収入の高低に如何にかかわらず、博物館を使用する多様性に対して平等のアクセスと支援をすることを明らかにしている。

## 1. 多様性を大切にすること

博物館の位置づけを「世界の大英博物館。好奇心と勤勉な場所。世界の利益であり、現在と未来のために開かれた場。英国の遺産を探索でき、多種多様な文化的展望を発現するフォーラムであり、異なる社会を超えて繋がり、影響をし合い、理解を深め、全世界を包含するもの」としているが、興味深い点は、「障がい者のためのサービスを強化することは博物館のすべての利用者の体験の質に直接的で肯定的な影響を持っている」と記されている点である。

大英博物館は世界中から多くの人びとが訪れる。そこで作業部会が必要となり、その多様性に関して観客ならびに職員に責任を果たすべく、対象、職員、実践に関して目標を設定している。博物館で働く契約スタッフ、ボランティア、インターンなどすべての人が博物館の中核的な存在として、多様性をサポートすることを認識するようにしている。多様なコレクションの理解を促すために、管理、キュレーション、展示、教育プログラム、マーケティングの仕事を明らかにし、博物館の目的がすべての観客に実現するように館内外で、また伝統的かつ現代的な多様なメディアを用いて働きかけることと示している。

## 2. 障がい者を理解するために

1995 年の「障がい差別禁止法」(Disability Discrimination Act 1995) では、障がい者を「通常の日常活動を遂行する人の能力に、実質的かつ長期的な悪影響を及ぼす身体的または精神的障がい」と定義づけていた。2005 年の「障がい差別禁止法」(DDA) では、2000 年の人種関係法(改正)の下で全ての公共機関は、人種の平等を促進するための義務と同様に障がい者の平等を促進する義務があるとされた。

それにより糖尿病を患っている人、多発性硬化症、HIV とエイズ、がんと生きる人、精神的な苦痛や心臓病を患っている人、耳の聞こえない人、難聴の人または失読症、視覚障がい者や視覚障がいのある人々を含む条件の広い範囲で学習をカバーすることになった。それはまた自分をそれまで障がい者と認識していなかった多くの人々、例えば難聴の高齢者、慢性疲労症候群の人、長期腰の問題で悩んでいる人などもまた DDA の法の下で権利を持っている。

英国の政府は、人口の 15% (約 11 万人) 以上が対象者であると推定している。この数字は、実質的な友人や家族が障がい者の平等に取り組むことの重要性を強調している。

大英博物館は機能障がいの医療モデルに優先して障がいの社会モデルを採用している。社会モデルは障がいそのものに重点が置かれるべきではなく、障がい者が住んでいる物理的な環境や文化によって提示されたアクセスと平等への物理的、知的、感覚的、文化的、態度の障壁に対処することを強調している。これらの不平等の軽減と、障がい者が直面する課題は大幅に削減されるであろうと議論されている。

### 3. 障がい者平等の義務

「障がい者差別禁止法 DDA1995」は、2005年に障がい者に対する制度的差別を解消し、積極的に障がい者の平等を促進することを意図した法を改正され、今ではすべての公的機関で以下のような一般的な義務を置くようになった。

#### 一般的な義務

一般的な義務は、公的機関に6つの主要な原則を必要とする。

- ・障がい者や他の人の間で機会の平等を促進すること。
- ・法の下で違法である差別をなくすこと。
- ・障がい者への障害に関係した嫌がらせを排除すること。
- ・公的生活における障がい者の参加を奨励すること。
- ・障がい者に向かって積極的な姿勢を促進すること。
- ・他の人よりも好意的に障がい者に対応する場合であっても、障がい者の障がいを考慮するために対策を講じること。

#### 特別な義務

一般的な義務に加えて、特定の公的機関は、特定の職務として知られているものを対象とする。この義務の重要な特徴は、障がい者の平等スキームとアクションプランを生成するための要件である。

2006年の障がい者の平等制度と障がい者行動計画は、一般的な義務の遵守を確実にするために、公的機関に活動を計画し、配信し、評価し、レポートを作成することを支援するための実用的な枠組として書かれている。

### 4. 執行

障がい者平等義務 (the Disability Equality Duty) の下で、障がい者権利委員会 (The Disability Rights) とその後継者である平等と人権のための欧州委員会は、コンプライアンスの通知を発行することによって、その職務を遂行に失敗している公共機関に対して法的措置を取ることができる。

### 5. 障がい者との協議

組織の方針やサービスは、最も直接影響を受ける重要なツールである。

大英博物館はサービスへの平等なアクセスの推進においては聴覚障がい者や障がい者と相談してきた長い歴史があり、開発と継続的な支援している。

- ・対面相談
- ・障がい者利用グループ
- ・障がい者団体とのパートナーシップ
- ・電子メール相談

- ・新たに形成された障害者スタッフのワーキンググループ
- ・電話相談
- ・来館者のフィードバック

## 6. 障がい者平等スキームの公開

博物館は、「障がい者平等スキーム」を大活字でウェブサイトやイントラネット上で公開している。また、博物館のアクセスマネージャーに連絡をするとそれを点字で利用できるようになっている。

## 7. 影響評価手続き

博物館には、専任のアクセスマネージャー Access Manager がおり、彼らに博物館の「障がい者平等義務」(the Disability Equality Duty) で毎年の行動と成果を確認し、その目的が達成されることを保証するために資料を求めている。

2007 年に博物館のウェブサイトがリニューアルされてから、そのウェブを向上させるために、サイトの継続的な評価に努めている。それにはアクセス技術の特定のアクセス要件と専門家、そしてユーザーをターゲットにしたテストが含まれている。

## 8. 学習と観客

博物館は「障がい者差別禁止法 DDA パート IV 教育」の下で、障がいをもった来館者のための現在のアクセスサービスによって、障がい者は教育と設備に平等な権利を持っている。博物館は追加した重要な部門によって完全に障がい者が平等になるように実現している。現在のサービスは、博物館内に包括的な文化の発展を支援している。「学習と観客の部門」にあるアクセスマネージャー Access Manager の指導と助言を通じて、博物館は障がい者の観客のために非常に多くのサービスを開発してきた。

次のリストは網羅的なものである。

### ○盲人や弱視の観客のための主なサービス

- ・視覚障がいと学習障がいのための処理プログラム
- ・一時的な展示のオーディオ
- ・一時的な展示の大規模な印刷情報
- ・一時的な展示の点字と触覚イメージ
- ・拡大鏡
- ・一時的な展示会用のオーディオ説明
- ・観客がインフォメーションデスクで利用できる犬のための水の供給皿
- ・パルテノンギャラリーのタッチプロビジョニング
- ・エジプト彫刻ギャラリーのタッチツアー

- ・MAGIC パートナー（資本の博物館やギャラリー - 耳が聞こえない観客のためのウェブサイト）

○難聴の聴覚障がい者の聴衆のための主なサービス

- ・クロア教育センターとハートウェル部屋での誘導ループ
- ・ギャラリートークのための携帯用誘導ループシステム
- ・毎月の手話と解釈講話とイベント。
- ・聴覚障がい者や難聴のグループのための臨時特別イベント

○付加的な学習の取り組み

- ・精神疾患を患っている大人のための博物館の研究プログラム。
- ・美術館コレクションの工芸品によるハンズオン
- ・障がい者のニーズを満たすことを目的にデザインされた繊細な一時展示
- ・自閉症の若者、学習障がい、精神衛生上の問題を持つ人など特定の観客のために臨時の創造的なプロジェクト
- ・ギャラリープログラム
- ・市とのパートナーシップのプロジェクト
- ・成人学習者の思考能力とリテラシーのワークショップ

## 9. 学校と若い観客たち

博物館は学校とその訪問グループ、そして、すべての若い訪問者に包括的な学習機会を提供するという強い精神を持っている。これはすべての子どもたちにすべてのメディアの経験にアクセスできるようにすることを目指している。博物館を訪問する前に教師が特別なニーズを必要とする生徒についてサポートスタッフと話し合い、すべてにわたって協力し合う。

教師がワークショップの内容を完全に準備できるようにセッションに対してすべての指導サポートノートを送る。教師が最も有用なものを見つけることを保証するために英語に加えて、他の言語の研究プロジェクトを提供する。教員研修のハイライトは、教師が博物館を事前に訪問し、学校や若い観客のチームのメンバーと完全に議論をつくすことである。家族の活動は、すべての若者とその家族が利用でき、その目的は、視覚、聴覚及び動きをともなった学習機会を提供することにより、同伴の大人がほとんどの子どものニーズに合った学習スタイルの多様な範囲のサポートをすることである。大量の印刷形式が現在開発されている。ギャラリーで家族のために印刷されたインタラクティブなパックが利用できる。特別なニーズの子どものために、ギャラリーで材料を使ったグループのためのオブジェクトのボックスが使用可能である。

クロア教育センターのすべてのエリアで若い観客の学習の用意ができており完全にアクセス可能である。

## 10. 解説部

大英博物館内の解説部では、ギャラリーや展示の知的な構造の作成と評価を担当している。聴衆に対する綿密な評価とテキストの編集が含まれている。コレクションへの知的アクセスを向上させ、可能な限り幅広い聴衆に異なる文化の理解を促進するために存在している。

解説部は、次の方法で博物館サービスへのアクセスの平等性を支援している。

### ○アクセシブルな明快なテキスト

テキストは高い水準に編集され、幅広い観客がそれを読んで理解しやすいものであることは確かである。失読症、視覚障がい者や学習障がいを持つ来館者に特に関連したものである。テキストは訪問者のニーズに対応するように適合されていた「ハウススタイル House Style」でアクセス可能である。

### ○最も広い形の解説

訪問者を受け入れられるように、視聴覚、サウンド、グラフィックなどのすべての適切な方法を調査する。解説部はその作業が十全であるために、アクセスマネージャー Access Manager と密接に協力し、可能な場合は現行の法的な要件を超えている場合もある。

## 11. 評価

部門では、一時的な展示会にフィードバックを提供するために専門的な評価者を使い、常設のギャラリーや小さな一時的なディスプレイの具体的な目標のために、その評価作業を延長することがある。博物館の観客の完全な状況を観察する方法は、部門の不可欠な評価方法である。最近になって障がいに関する質問をその評価方法に追加し、その結果に基づいて行動することを計画しているところである。家族や障がい者など特定の観客との作業をとまなうこの新たな取り組みが博物館の永久コレクションへの評価に簡潔に拡大している。

## 第3章 日本の博物館の「ミュージアム・アクセシビリティ」のために

大英博物館の「DISABILITY EQUALITY SCHEME」からは具体的な実践経緯を読み取ることができたが、そこには法の成立と改正がしっかりと関係している。法の制定の背景は国によって異なる。ここで問題としたいのは、英国が「障がい差別禁止法」(DDA)によって、障がい者の範囲が広く高齢者、さらに低所得者、受刑者という制限のある日常を送っている人に対してもアクセシビリティの責任があることだ。それは国の状況によって「障がい」そして「障壁」が異なってくるのであろう。2025年には三分の一が65歳以上の高齢者になる日本では、あきらかにアルツハイマーや痴呆症、在宅介護の高齢者のため

の「ミュージアム・アクセシビリティ」が必要となる。そして冒頭でも述べたように、地震、原発の国において、非常時における「ミュージアム・アクセシビリティ」こそ、急務な課題なのではないだろうか。

このように大英博物館の「ミュージアム・アクセシビリティ」を一瞥してみると、欧米にいろいろなものを学びながらも、自国の問題は新たに自覚し直すことを抜きにしては具体的な障壁を取り去ることはできないことが明らかになってくる。誰にも開かれた博物館は、「ミュージアム・アクセシビリティ」の継続的な模索と実践でしかありえないことに気づく。

そして今まず始めることは、多くの欧米の博物館がおこなっていること、つまり「1. 言葉による展示品の説明」「2. 展示品の中で可能な物に触れる」「3. 触るための特別のコレクションを用意する」こと、そして対話する「人」の存在が大きな潤滑剤となることは間違いないであろう。

今後は継続して英国における「Disability Directory for Museums and Galleries」をもとに調べていくつもりである。

#### 註1

2012年8月4日(土)のおこなわれた「NPO法人視覚障がい者芸術活動推進委員会」主催の講師デルフィーヌ・アルメル(Delphine Harmel)による、視覚障がい者の民族美術品へのアクセシビリティから徒囚の文化的享受など、広範囲に及ぶ講演会「手で見ること ケ・ブランリー ミュージアムの活動から」の講演内容から。

#### 註2

Cultivate Vol.29, 特集◎展示のリテラシーとユニバーサルデザインより「触文化が人間の豊かな想像力をつくり、新たな世界を開く」by 広瀬浩二郎、聞き手/高橋信裕  
([http://www.bunkanken.com/archives/cultivate\\_detail/37](http://www.bunkanken.com/archives/cultivate_detail/37))

#### 註3

国立民族学博物館のサイトに連載されている広瀬浩二郎准教授の『テリヤキ通信』[「ユニバーサル・ミュージアム」って何だろう(1)]「ユニバーサル・ミュージアム」って何だろう(2) 2003年より (<http://www.minpaku.ac.jp/museum/showcase/fieldnews/staffletter/hirose/teriyaki03>)

#### [参考]

広瀬浩二郎『だれもが楽しめるユニバーサル・ミュージアム - “つくる”と“ひらく”の現場から』国立民族学博物館 2007年